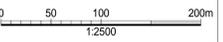


誘導区域図
(21 / 27)

- 行政区域
 - 都市計画区域
 - 市街化区域
- 都市機能誘導区域**
- 中心拠点
 - 地域拠点
- 居住誘導区域**
- 都心居住区域
 - 公共交通沿線居住区域
 - 居住環境形成区域
- その他の市街化区域**
- 一般居住区域
 - その他の市街化区域
- その他の市街化区域
 都市計画区域中心、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、特別指定地区、地区計画の指定を受ける種別、指定地区、また17地区を有する工業地域、総合運動公園。



この図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図(1/250) 1/10,000を複製したものである。
 (承認番号)平成29年8月21日岩手県指令部第8-5号